

岩田合同法律事務所 ニュースレター

2024年12月

海外法務最新事情



岩田合同法律事務所

弁護士 [松田 章良](#)

弁護士 [別府 文弥](#)

弁護士 [池田美奈子](#)

第1 はじめに

インドは、国際協力銀行の日本企業を対象とした海外事業展開に関する調査（2024年12月）における「中期的な有望事業展開先国・地域」に3年連続で首位にノミネートされるなど、日系企業の海外展開先として強いニーズがあります。

一方で、同調査では、インド進出の課題の上位として「法制の運用が不透明」であることが挙げられており、同国での法制度について課題を感じている企業が多いことが伺えます。

当事務所では、インドの複数の現地法律事務所と協働して、インドに進出している日系企業の皆様にサービスを提供しておりますところ、今回から複数回にわたり、[Kochhar&Co 法律事務所](#)と共に、インドビジネス法務の基礎についてご紹介いたします。

今回は、外国投資規制、事業の形態、会社法の3点についてご説明いたします。

第2 外国投資規制

インド経済は多くの分野で外資に開かれているものの、産業分野によって、外資保有持分比率は様々であり、100%外国投資を認めている分野もあれば、「産業セクター別上限」、すなわちインド企業への出資比率の上限を設けている分野や、許認可の取得が必要な分野があります。以下では、インドにおける外国投資規制の大まかな分類についてご説明いたします。

- (a) 「自動ルート」：外国投資に関する許認可は不要で、為替管理法に基づく事後の届出のみが必要。製造業やその他多くの部門が対象となる。ほとんどの場合、100%の外国投資が認められるが、産業セクター別の上限（下記(c)）が適用される場合もある。
- (b) 「許認可ルート」：特定の事業活動について、許認可が必要。更に産業セクター別上限（下記(c)）が適用される場合がある。
- (c) 産業セクター別上限：一部のセクターにおいて、外国企業はインド企業を100%所有することはできない。外国投資に対する「上限」の例としては、20%、26%、49%、51%、74%などがある。

原子力エネルギー、宝くじ／ギャンブルなど一定の分野では、外国企業による投資が禁止されています。

製造業、インフラ（発電所・道路等）、様々な種類のサービス（ソフトウェア・コンサルティング・広告等）の分野では、外国投資の許認可が不要、かつ外国投資が100%まで認められています。

以下は、外国企業による持分保有割合に上限が設けられているセクターの例です。

セクター	上限
銀行（公共セクター）	20%
印刷・メディア	26%
保険	49%
放送コンテンツサービス	49%
民間警備会社	49%
マルチブランドの小売業	51%
商品スポット取引所	74%
銀行（民間セクター）	74%

許認可ルートに該当する事業については、産業支援事務局（SIA）、インド政府の産業政策・振興局及び／又は旧外国投資促進委員会（FIPB）、及び／又はインド政府のいずれかの省庁等、関連政府機関にオンライン申請を行う必要があります。外国投資家は、自身の資格に関する背景、提案された投資に関する情報、予想される雇用創出、インド経済にもたらす利益（任意）などに関する資料を提供する必要があります。

また、一定の事業には特別な条件が付されています。例えば、外国投資家には建設開発活動に投資することが認められていますが、その場合、開発される土地及び／又は建築物の最

低面積と、投資される外国資本の最低額を上回る必要があります。同様に、小売業も外国投資が一定の制限を受けるセクターの一つです。

第3 事業の形態

外国企業がインドで事業を行う形態には以下の5種類があります。

- (a) 連絡事務所／駐在員事務所
- (b) 支店
- (c) プロジェクトオフィス
- (d) 子会社
- (e) 有限責任組合

- (a) 駐在員事務所は、リエゾン及びマーケティング活動のみに従事することが認められています。他方、直接的又は間接的に、商業活動、貿易活動、工業活動に従事したり、実際の販売活動に従事したり、契約締結したりすることはできず、インド国内で収入を得ることも許容されません。
- (b) 支店は完全な営業拠点であり、インドにおける外国企業の直接的な拠点となります。支店では商品の輸出入、専門的サービス、コンサルティングサービス及びソフトウェアサービスの提供、外国航空会社及び海運活動への従事など、様々な特定の活動に従事することができます。他方、一般的に大規模又は長期的な事業運営をすることが予定されている場合には支店は推奨されません。
- (c) プロジェクトオフィスは支店に似ていますが、鉱業・掘削・建設プロジェクトなど、特定の期間にわたって特定の種類のプロジェクトを行う際に用いられる事業形態です。
- (d) 子会社は、大規模又は長期的な事業拠点を設立したい企業にとって望ましい事業形態です。
- (e) 有限責任組合は、「自動ルート」、すなわち 100%の外国直接投資が認められているセクターで事業を行い、外国直接投資に関連するパフォーマンス要件がない場合に限り、外国投資の導入が認められています。

第4 会社法

インドの会社法概念は、他のコモンローの各国と一般的に類似していますが、より制限的です。インドでは 2013 年会社法という比較的新しい会社法が施行されており、同法に基づく会社法制度は、多数の下部法令による様々な規制を受けています。

1 株主

会社には非公開会社と公開会社の2種類があります。非公開会社は、(従業員以外の)株主の数が200人を超えてはならず、株式譲渡を制限しなければならず、公開の株式市場にアクセスすることが禁止されています。一人会社という概念も導入されています。

2 取締役及び取締役会

インドの会社には、居住取締役要件があり、全ての会社はインドに居住する取締役を1名以上置かなければなりません。所定の基準を満たす公開会社では、独立取締役と女性取締役の選任が義務付けられています。

会社は取締役会によって運営されます。取締役会は毎年4回開催する必要があり、開催間隔は最長120日です。

非公開会社の取締役会は最低2名の取締役で構成され、うち1名は居住者である必要があります。非公開会社の取締役会の定足数は、取締役2名又は取締役会の員数の1/3のいずれか高い方です。

取締役会は国外で開催することも可能です。取締役会の決定のほとんどは、出席・投票取締役の単純過半数で決定されます。

取締役会はビデオ会議によることも認められています。ただし、ビデオ会議での取締役会で取り扱う事項には一定の制限があります。ビデオ会議での取締役会における年次財務諸表及び取締役会報告書等の承認については、当該会議に対面で出席する取締役が定足数を満たす場合にのみ行うことができます。

3 株主総会

年次株主総会は毎年開催される必要があります。インドの会社法では、特定の事項は株主の承認を要します。一部の事項は通常決議(50%超)による承認を必要とし、その他の事項は特別決議(75%)による承認を必要とします。非公開会社の株主総会の定足数は、株主2名です。

4 登記

会社は、年次決算書、取締役の変更、登録事務所、費用等を含む、会社登記簿への一定の届出を行う必要があります。全ての届出は電子的に行わなければならない、会社を代表して文書に署名するには、少なくとも1名の取締役が電子署名を行う必要があります。

【執筆者】



[松田章良](#)（弁護士）

Email: amatsuda@iwatagodo.com

2006年東京大学法学部卒業、2015年Columbia Law School (LL.M.) 修了。2008年弁護士登録、2019年NY州弁護士登録。個人情報保護、国際関係法務・渉外業務（取引）、IT・サイバー法に係る案件、国際仲裁・国際紛争解決案件、大規模かつ複雑な訴訟・紛争解決案件を主に取り扱う。



[別府 文弥](#)（弁護士）

Email: fbeppu@iwatagodo.com

2010年東京大学法科大学院修了、2017年University of California, Berkeley School of Law (LL.M.) 修了。2011年弁護士登録、2018年カリフォルニア州弁護士登録。現在、Drew & Napier LLC, シンガポールオフィス駐在。米・欧・アジア各国を始めとするクロスボーダーのM&A取引、個人情報保護法制、紛争解決、その他企業法務全般（国内・国際商取引、労働法関係）に関する法的助言を行う。



[池田美奈子](#)（弁護士）

Email: minako.ikeda@iwatagodo.com

2009年Michigan Law School (LL.M.) 修了、2010年早稲田大学大学院法務研究科修了。2010年NY州弁護士登録、2013年弁護士登録。コーポレート案件、クロスボーダーの取引案件を中心に、データ・プライバシーやヘルスケア分野の案件を多く手掛ける。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約100名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。